

鳥インフルエンザ関係閣僚会議

日 時：令和6年10月17日（木）10：40～10：50

場 所：官邸2階小ホール

議 題：北海道の家きんにおける鳥インフルエンザの疑似
患畜の確認について

10月16日 23時42分

(鳥インフルエンザ事案)

総理指示

- 鳥インフルエンザと考えられる家きんが確認された場合、農林水産省はじめ関係各省が緊密に連携し、徹底した防疫措置を迅速に進めること。
- 現場の情報をしっかり収集すること。
- 家きん業者に対し、厳重な警戒を要請するとともに、予防措置について適切な指導・支援を行うこと。
- 国民に対して正確な情報を迅速に伝えること。

高病原性鳥インフルエンザ対策について

令和6年10月
農林水産省

1 高病原性鳥インフルエンザとは

(1)原因(病原体)

国際獣疫事務局(WOAH)が作成した診断基準により高病原性鳥インフルエンザウイルスと判定されたA型インフルエンザウイルス



元気消失

(2)対象家きん

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥 及び七面鳥

(3)症状・特徴

元気消失、食餌や飲水量の減少、産卵率の低下、顔の腫れ、トサカや脚の変色(紫色)、咳、鼻水、下痢。
急性例ではこれらの症状を認めず、急死する場合もある。

※人獣共通感染症:海外では、家きん等との密接接触に起因する高病原性鳥インフルエンザウイルスの人の感染及び死亡事例も報告。

(4)発生状況

渡り鳥により国内に持ち込まれることが多く、冬期に発生しやすい。我が国において、直近では、平成26、28、29、令和2、3、4、5年度に発生。

※内閣府食品安全委員会によると、「我が国の現状においては、鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザがヒトに感染する可能性はないと考える」としている。

2 北海道における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜発生事例について

(1)場所 ・北海道厚真(あつま)町の養鶏農場(肉用鶏) ・飼養羽数:約1.9万羽

(2)周辺農場

3km圏内: 2戸、約32万羽 3km-10km圏内:3戸、約39万羽 合計5戸、約71万羽

(3)発生経緯

・10月16日(水)、北海道厚真町の養鶏農場において、死亡羽数が増加したことを受け、家畜保健衛生所が簡易検査を実施した結果、同日23時40分、A型インフルエンザ陽性と判明。

・そのため、同家畜保健衛生所によりPCR検査を実施。
その結果、17日(木)9時45分、疑似患畜と確定。

3 総理指示(10月16日)を受けた対応について

<総理指示> (10月16日23時42分)

- ① 鳥インフルエンザと考えられる家きんが確認された場合、農林水産省はじめ関係各省が緊密に連携し、徹底した防疫措置を迅速に進めること。
- ② 現場の情報をしっかり収集すること。
- ③ 家きん業者に対し、厳重な警戒を要請するとともに、予防措置について適切な指導・支援を行うこと。
- ④ 国民に対して正確な情報を迅速に伝えること。

<対応>

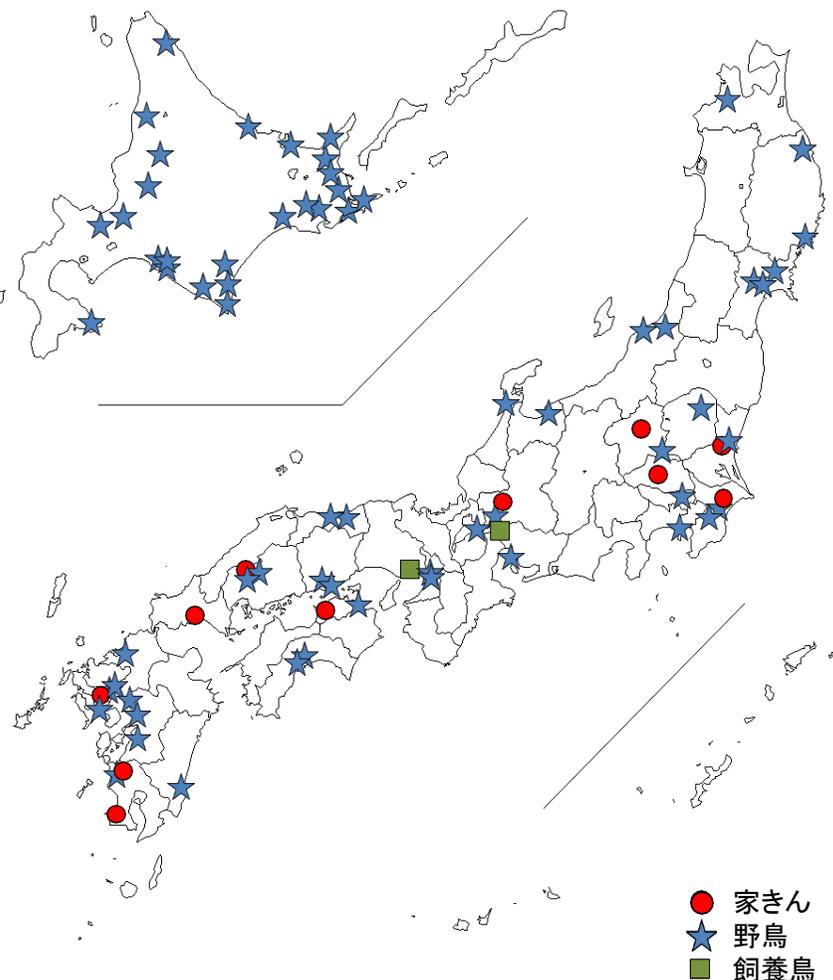
- ① 関係省庁(※)と連携し、都道府県が実施する防疫措置(当該農場の飼養家きんの殺処分及び焼埋却、移動制限区域・搬出制限区域の設定、消毒ポイントの設置等)について、職員の派遣等、必要に応じた支援を実施。(また、環境省において発生農場周辺半径10kmを「野鳥監視重点区域」に指定し、県に野鳥の監視を強化するよう要請。)
- ② 農林水産省政務による都道府県知事との意見交換を実施するとともに、疫学、野鳥等の専門家からなる疫学調査チームを派遣。
- ③ 全都道府県に対し、鳥インフルエンザの早期発見及び早期通報並びに飼養衛生管理の徹底を改めて通知し、家きん農場における監視体制の強化を実施。併せて、経営支援対策を周知。
- ④ 消費者、流通業者、製造業者等に対し、鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等(鶏肉・鶏卵の安全性の周知、発生県産の鶏肉・鶏卵の適切な取扱いの呼び掛け等)を実施。

(※) 関係各省：消費者庁、警察庁、総務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省及び防衛省

4 高病原性鳥インフルエンザの発生状況

- 昨シーズン (R5) は、野鳥における感染事例が数多く確認された中、家きんにおける発生は10県11事例と大幅減少。
- 専門家からは、R4シーズンの大規模発生も踏まえた、農場における飼養衛生管理の向上も寄与しているとの指摘。

令和5年度シーズン鳥インフルエンザの発生状況

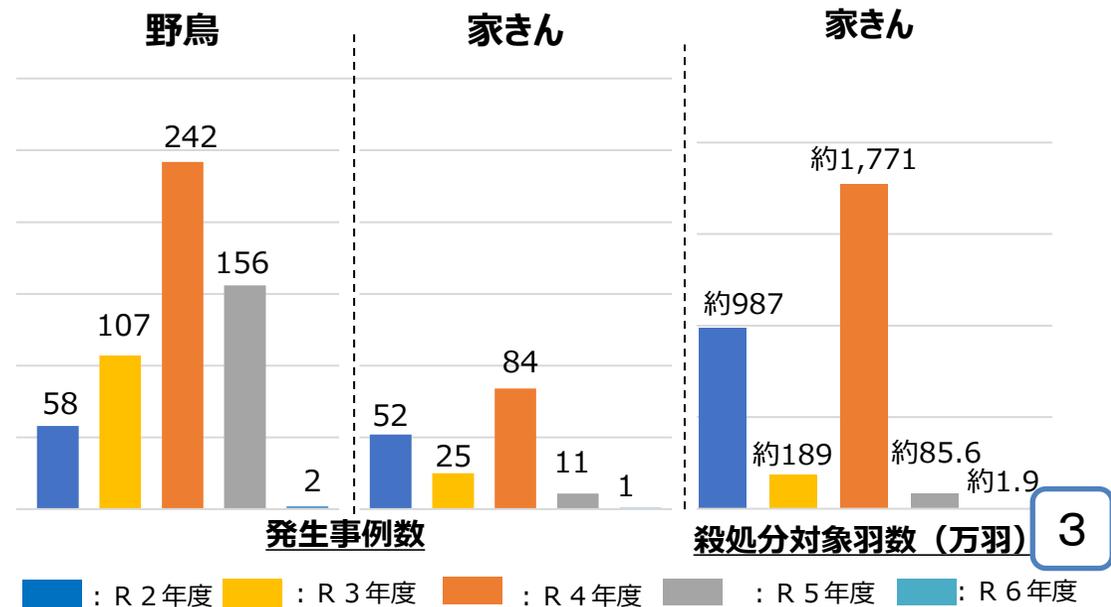


過去シーズンとの比較

(1) 初発、最終確認日

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
野鳥	初発	10月24日	11月8日	9月25日	10月4日	9月30日
	最終確認	3月3日	5月14日	4月19日	4月30日	
家きん	初発	11月5日	11月10日	10月28日	11月25日	10月17日
	最終確認	3月13日	5月14日	4月7日	4月29日	

(2) 発生事例数 (野鳥、家きん)、殺処分対象羽数



※野鳥における発生事例数は環境省HP参照

5 高病原性鳥インフルエンザ対策

- 令和6年度シーズンに向けて、引き続き、発生時の防疫措置に備えて万全を期することができるよう都道府県等と連携するとともに、**発生予防対策の強化、発生時の速やかな対応、発生農場の家さんの再導入に向けた指導**に取り組んでいるところ。

1 農場や地域一体となった発生予防対策の強化

令和5年度シーズンの疫学調査、調査研究で得られた知見を現場での発生予防対策に活用。

- ・ 第三者の視点による、**飼養衛生管理基準の遵守状況の正しい評価・理解**
- ・ 過去に発生のある農場・地域において発生リスクが高くなることを念頭に置いた農場での警戒及び地域的な対策の徹底
- ・ 地域一体となった農場周辺地域におけるカラス等の野鳥や猫・イタチ等の小動物の誘引防止対策
- ・ 野鳥における鳥インフルエンザ感染状況の監視と警戒の呼びかけ

2 発生時の速やかな対応

- ・ **関係省庁と連携した迅速な防疫措置**（通行制限・遮断、円滑な消毒ポイントの設置、防疫作業従事者の健康管理、大規模農場での発生に伴い災害派遣要請があった際の自衛隊との連携）
- ・ 農場ごとに行う全羽殺処分の羽数を低減させるため、**農場の分割管理を活用**。マニュアルを基に各農場の実態に即した指導。

3 発生農場の家さんの再導入に向けた指導

発生農場が早期に家さんを再導入できるよう、**埋却地・焼却施設の確保**や**飼養衛生管理の指導**を実施。

- ・ **飼養衛生管理基準の定期報告のタイミングを活用**し、飼養衛生管理基準の遵守徹底を図るとともに、特に埋却地や焼却施設の事前確保を指導。
- ・ 大規模農場においては、事前に策定する対応計画について農場自ら防疫措置に協力することを推進。

6 令和6年度における高病原性鳥インフルエンザに対する取組

6月 自己清浄化宣言

国際獣疫事務局（WOAH）に対する高病原性鳥インフルエンザの自己清浄化宣言

主な輸出先国への輸出の全面再開

発生県からの輸出再開について、全ての発生県に関して輸出先国との間で協議が完了。なお、非発生県からの家きん由来製品については、継続して輸出できることを輸出先国に確認。

7月 疫学調査を踏まえた注意喚起

7月3日に高病原性鳥インフルエンザ疫学調査チーム検討会を開催。専門家からは、令和6年度シーズンも国内へのウイルス侵入の可能性が考えられるため、①重点対策期間における対策の徹底、②農場へのウイルス侵入防止対策、③農場周辺等での野鳥・野生動物対策などの提言があった。これを受け、都道府県、関係団体等に対し、農場へのウイルス侵入防止対策の強化の再徹底について周知。

9月 越境性動物疾病防疫対策強化推進会議の開催

各都道府県の幹部及び家畜衛生担当者を対象として越境性動物疾病防疫対策強化推進会議を開催し、注意喚起を実施。

高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の徹底

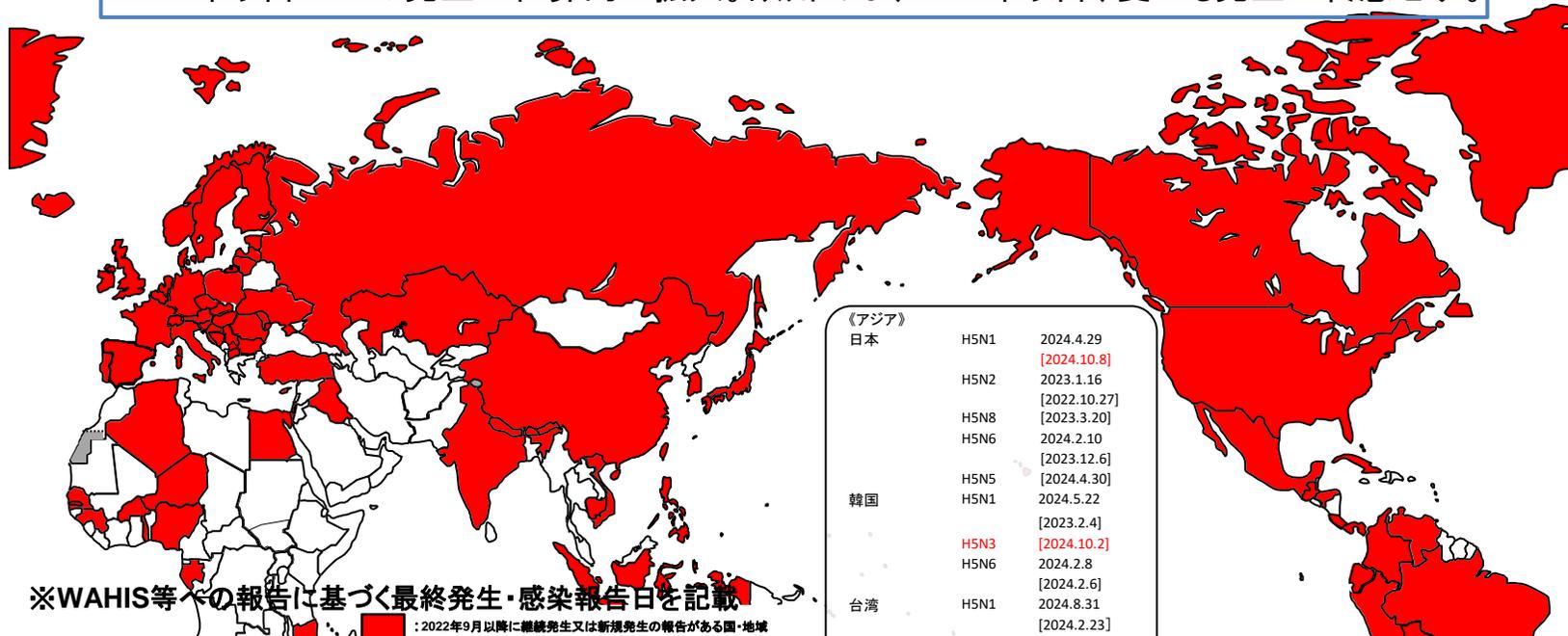
各都道府県知事に対して、今シーズンの高病原性鳥インフルエンザ等の発生に備え、①農場における発生予防対策の徹底、②農場周辺の水場、環境での野鳥及び野生動物対策の強化③異状の早期発見・早期通報の徹底、④円滑な防疫措置に必要な体制整備について通知。

10月 自己点検の実施等飼養衛生管理の徹底（10月～5月）

本格的な渡り鳥の飛来シーズンとなる10月以降、家きん飼養農場については、毎月飼養衛生管理の自己点検を実施。

7 高病原性鳥インフルエンザの発生・感染報告状況(2022年9月以降)

2020年以降HPAIの発生が世界的に拡大。欧州では、2021年以降、夏にも発生が終息せず。



※WAHIS等への報告に基づく最終発生・感染報告日を記載

■ : 2022年9月以降に継続発生又は新規発生の報告がある国・地域

《ヨーロッパ》			
アイスランド	H5N1	[2023.3.23]	
アイルランド	H5N1	[2023.9.11]	
イタリヤ	H5N1	[2024.9.24]	
英国	H5N1	[2024.4.5]	
オランダ	H5N1	[2024.2.19]	
北マケドニア	H5N1	[2022.11.3]	
スイス	H5N1	[2023.3.19]	
スウェーデン	H5N1	[2024.2.16]	
スペイン	H5	[2024.2.21]	
スロベニア	H5N1	[2023.2.24]	
セルビア	H5N1	[2024.9.25]	
クロアチア	H5N1	[2023.11.14]	
ウクライナ	H5	[2024.9.22]	
	H5N1	[2024.2.6]	
	H5N1	[2024.9.23]	
デンマーク	H5N1	[2024.9.8]	
(グリーンランド)	H5N5	[2023.9.14]	
(フェロー諸島)	H5N1	[2022.10.2]	
ドイツ	H5N1	[2024.9.25]	
ドイツ	H5N5	[2024.2.15]	
ドイツ	H5N8	[2024.2.28]	
ドイツ	H7N5	[2024.6.29]	
ノルウェー	H5N1	[2024.2.17]	
	H5N5	[2024.1.15]	
	H5	[2023.10.30]	
	不明	[2024.9.27]	
ハンガリー	H5N1	[2024.10.11]	
フィンランド	H5N1	[2024.1.24]	
	H5	[2023.7.27]	
	H5N5	[2022.9.17]	
フランス	H5N1	[2023.7.10]	
	H5	[2024.9.26]	
ブルガリア	H5	[2023.11.27]	
	H5N1	[2024.5.10]	
	不明	[2022.10.20]	
カザフスタン	H5	[2023.12.28]	
コンゴ	H5N1	発生日不詳	

《アジア》			
日本	H5N1	[2024.4.29]	
	H5N2	[2023.1.16]	
	H5N8	[2022.10.27]	
	H5N6	[2024.2.10]	
	H5N1	[2023.12.6]	
韓国	H5N5	[2024.4.30]	
	H5N1	[2024.5.22]	
	H5N3	[2024.10.2]	
	H5N6	[2024.2.8]	
台湾	H5N1	[2024.8.31]	
	H5N2	[2023.1.23]	
	H5N5	[2023.1.12]	
香港	H5N1	[2023.12.21]	
イスラエル	H5N1	[2024.9.15]	
フィリピン	H5N1	[2024.1.31]	
	H5N6	[2023.1.4]	
ベトナム	H5N1	[2022.10.3]	
インド	H5N1	[2024.8.19]	
	H5N1	[2023.9.5]	
ネパール	H5N1	[2023.6.3]	
カンボジア	H5N1	[2023.2.9]	
	H5N1	[2024.7.30]	
ブータン	H5N1	[2023.10.8]	
中国	H5N1	[2024.5.11]	
	H5	[2024.5.25]	
	H5N6	[2024.6.13]	
イラク	H5N1	[2024.5.11]	
インドネシア	H5N1	2023年下半年	

《オセアニア》			
豪州	H7N3	[2024.6.23]	
	H7N9	[2024.5.22]	
	H7N8	[2024.7.8]	

《ロシア・NIS諸国》			
ロシア	H5N1	[2023.10.19]	
		[2023.8.14]	
南樺太	H5N1	[2024.2.1]	
		[2023.7.25]	
モルドバ	H5N1	[2024.10.5]	
		[2024.9.24]	

《アフリカ》			
南アフリカ共和国	H5N1	[2023.1.6]	
		[2022.12.1]	
	H5N2	[2022.11.29]	
	H7N6	[2024.7.9]	
	不明	[2024.2.29]	
		[2024.4.20]	
アルジェリア	H5N1	[2022.11.22]	
ニジェール	H5N1	[2022.12.18]	
ナイジェリア	H5N1	[2024.8.27]	
セネガル	H5N1	[2023.3.18]	
		[2023.3.8]	
ギニア	H5N1	[2023.4.15]	
トーゴ	H5N1	[2023.6.21]	
モザンビーク	H7	[2023.9.29]	
ブルキナファソ	H5N1	[2024.3.26]	
ガンビア共和国	H5N1	[2023.3.25]	
ガボン共和国	H5N1	[2024.5.3]	
エジプト	H5N1	2023年下半年	
	H5N8	2023年下半年	
	H5	2023年下半年	

《南北アメリカ》			
米国	H5N1	[2024.9.29]	
		[2024.9.21]	
	H5N4	[2022.9.10]	
	H5	[2023.9.6]	
カナダ	H5N1	[2024.4.1]	
		[2024.7.1]	
	H5N5	[2024.7.1]	
	H5	[2024.7.1]	
メキシコ	H5N1	[2024.7.26]	
		[2024.1.3]	
	H7N3	[2024.5.7]	
	H5N2	[2024.3.6]	
パナマ	H5N1	[2023.3.10]	
エクアドル	H5N1	[2024.2.27]	
		[2023.11.14]	
コロンビア	H5N1	[2023.2.20]	
		[2023.3.3]	
	H5	[2023.12.19]	
	不明	[2023.7.19]	
		[2023.7.18]	
ベネズエラ	H5N1	[2022.11.17]	
	H5	[2023.9.19]	
ペルー	H5	[2024.9.20]	
		[2024.5.6]	
	不明	[2023.2.20]	
パラグアイ	H5N1	[2023.5.30]	
ホンジュラス	H5N1	[2023.2.22]	
チリ	H5N1	[2023.7.3]	
		[2023.7.5]	
コスタリカ	H5	[2023.10.11]	
ウルグアイ	H5	[2023.5.11]	
		[2023.10.4]	
グアテマラ	H5N1	[2023.1.26]	
アルゼンチン	H5N1	[2023.11.15]	
		[2023.12.24]	
	H5	[2024.1.12]	
ボリビア	H5N1	[2023.3.20]	
		[2023.2.1]	
キューバ	H5N1	[2023.2.4]*	
ブラジル	H5N1	[2023.9.12]	
		[2024.5.28]	

* 動物園における発生
出典:WOAH等
2024年10月15日現在

※ [] は野鳥及び愛玩鳥等における感染事例を示す。
※ 本図は感染事例の報告の有無を示したもので、その後の清浄性確認については記載していない。
※ 型別に最新の発生事例を記載
※ 白色の国、地域であっても継続感染等により報告されていない可能性もある。
※ WAHIS: World Animal Health Information System とは、WOAH(国際獣疫事務局) が提供する動物衛生情報システムである。

【関係閣僚会議環境省資料】

令和6年10月17日

家きんにおける高病原性鳥インフルエンザ疑い事例に係る
環境省の対応について

環境省

北海道厚真町の農場における高病原性鳥インフルエンザの疑い事例への環境省の対応は、以下のとおり。

- 発生農場周辺半径10kmを「野鳥監視重点区域」に指定し、北海道に野鳥の監視を強化するよう要請を行う。
- 環境省北海道地方環境事務所に、北海道と連携し、現地周辺の野鳥に関する情報収集を行うよう指示する。
- 北海道と調整の上、野鳥での感染状況の把握等を目的とした鳥類相調査を実施する。